

令和6年度(2024年度) 保育所等入所申込み案内



幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用を希望する方

利用申込の受付期間：利用を希望する幼稚園・認定こども園に直接お問い合わせください。

保育所・認定こども園(保育所機能)の利用を希望する方

令和6年度 年度途中の入所の受付期間

入所希望日	受付期間
令和6年4月2日～30日	令和6年2月1日(木)～29日(木)
令和6年5月	令和6年3月1日(金)～29日(金)
令和6年6月	令和6年4月1日(月)～30日(火)
令和6年7月	令和6年5月1日(水)～31日(金)
令和6年8月	令和6年6月3日(月)～28日(金)
令和6年9月	令和6年7月1日(月)～31日(水)
令和6年10月	令和6年8月1日(木)～30日(金)
令和6年11月	令和6年9月2日(月)～30日(月)
令和6年12月	令和6年10月1日(火)～31日(木)
令和7年1月	令和6年11月1日(金)～29日(金)
令和7年2月	令和6年12月2日(月)～27日(金)
令和7年3月	令和6年12月16日(月)～令和7年1月17日(金)

令和7年4月1日入所の受付期間(予定)

入所希望日	受付期間
令和7年4月1日	令和6年11月18日(月)～令和6年12月27日(金)

年齢別クラス【令和6年度(2024年度)】

クラス	生年月日
0歳児	令和5(2023)年4月2日～
1歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
5歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日

目 次

保育所・認定こども園（保育所機能）の利用

1	申請前に確認してほしいこと	・・・ 1
2	教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）について	・・・ 3
3	教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）申請と入所申込について	・・・ 4
4	保育料と副食費について	・・・ 7
5	広域入所（居住地と異なる市町村にある保育所等の利用）について	・・・ 8
6	保育所等利用開始後に必要となる手続き	・・・ 8

幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の利用

7	教育・保育給付認定（1号認定）と申請手続きについて	・・・ 9
8	預かり保育にかかる無償化について	・・・ 10

その他の保育サービス・子育て支援等

9	通常保育以外の保育サービスについて	・・・ 11
10	子育て支援事業	・・・ 12
11	保育所等の利用，子育て支援事業等に関する問い合わせ先	・・・ 12
12	公立保育園の民営化	・・・ 13
13	その他子育てに関する情報	・・・ 13

参考

○令和6年度（2024年度）函館市保育料基準額表（保育認定0～2歳児クラス）	・・・ 14
○令和6年度（2024年度）副食費の免除（満3歳以上）について	・・・ 16
○令和5年度（2023年度）幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表	・・・ 18
○利用施設別の無償化について	・・・ 20
○施設を見学するときのチェックポイント	・・・ 20



保育所・認定こども園(保育所機能)の利用

1 申請前に確認してほしいこと

(1) 施設の見学について

申請前に必ず、利用を希望する施設に直接お問い合わせの上、お子さまと一緒に見学してください。施設を利用する際のルールや送迎が可能かなどを確認してください。保育所等に入所決定後、施設の保育内容が合わないなどによる入所辞退は、他の利用希望者や入所決定施設に迷惑をかけることとなりますので、申請前にご自身でしっかり確認してください。

また、保育所等に入所したお子さまは新しい環境に徐々に慣れ、多くの友だちや先生たちと接しながら成長していきます。短期間でお子さまの環境を変えることはお子さまの負担になるため、施設を選ぶときには最低半年は継続して利用できる園を選びましょう。

(2) 特別な支援を必要とするお子さまについて

お子さまに障がいや重い食物アレルギーがある場合や、医療的配慮を必要とするなど特別な支援が必要な場合や障がいの判定の有無にかかわらずお子さまの心身の状態や発達が気になる場合は、見学の際に園に相談してください。また、申請書類に記入し、子どもサービス課へ必ずご相談ください。

相談や申し出がないまま入所が決まり、入所時に支援の必要があることがわかった場合は、園で受け入れ体制が整わず、受け入れできないこともありますのでご注意ください。

(3) 保育の利用時間について

保育所等は、保護者の就労や病気その他の理由により、お子さまが家庭で必要な保育を受けることが困難な場合に利用する施設です。

保育所等での保育の利用日数と利用時間については、就労時間帯での保育体制の確保やお子さまの育成上の配慮という観点から、必要な範囲での利用を想定しておりますので、認定を受けた際の要件や時間の中でのご利用をお願いします。

保育必要量	1か月の就労時間等	保育所等を利用できる時間
保育標準時間(最長11時間まで)	120時間以上	保育所等の開園時間
保育短時間(最長8時間まで)	64時間以上 120時間未満	保育所等の開園時間のうち 保育所等が定める時間帯

※通常の開園時間および保育短時間の設定時間は園により異なりますので施設一覧でご確認ください。

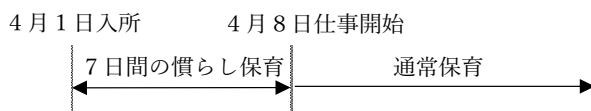
(4) 慣らし保育

慣らし保育とは、環境の変化によるお子さまの負担を軽減するために、1週間程度の期間で、少しずつ保育時間を延ばしていくことです。慣らし保育の期間中は、お迎えの時間が早くなりますので、園を見学される時等に保育内容を確認してください。

また、入園日より前から慣らし保育を行うことはできませんので、ご利用を希望される場合は、ご家庭内やお勤め先と調整の上、利用開始日(入所日)を検討してください。

なお、慣らし保育の期間中も保育料がかかります。

■慣らし保育の入所イメージ



(5) 入所の決定（利用調整）

園の利用人数は、園の広さや保育士の人数等をもとに決定されるため、受け入れが可能な人数も限られてしまいます。そのため、利用の決定にあたり、利用調整を行います。

利用調整は、利用調整基準表に基づいて行われます。保育の利用を必要とする理由や世帯の状況について、提出書類や申請時に聞き取った内容をもとに、保育の必要性の高さを点数化し、点数が高い方から順番に利用を決定します。

申請をした後に、「仕事をやめた」「祖父母と同居することになった」「引越しをする」など申請の内容が変わる場合または変わる可能性がある場合、子どもサービス課へ必ずご連絡ください。

(6) 保育料や副食費とそれ以外の保護者負担

0～2歳児クラスのお子さまの保育料は、世帯の課税状況や保護者の市町村民税所得割額の合計によって決まります。

3歳児クラス以上のお子さまの保育料は無料となりますが、副食費（おかず・おやつ代等）が保護者負担となります。また、主食をご家庭から持参していただく園のほか、主食（ごはん、パン等）を提供し、代金を徴収している園もあります。

ほかにも、お子さまの年齢にかかわらず、遠足などの行事費や保護者会費など、実費負担が発生する場合がありますので、直接各園にお問い合わせください。

保育料と副食費については7ページ「4 保育料と副食費について」をご確認ください。

(7) 転園や函館市外に転出する場合

■他の保育所等に転園を希望する場合

改めて申請が必要になります。新規入所と同様に利用調整で入所が決定しますので、必ずしも希望する園に転園できるわけではありません。

■函館市外に転出する場合

退所届出書を提出し、函館市が交付した支給認定証を返却していただきます。

転出後も函館市内の保育所等の利用を希望する場合は、継続入所の条件を満たしているか確認が必要となりますので、転出前に必ず子どもサービス課へご連絡ください。なお、入所後すぐに市外転出が決まっている場合は、入所が取消しになる場合もありますので事前に子どもサービス課へご連絡ください（8ページを参照ください）。

(8) 虚偽の申請や報告等をした場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

虚偽の申請や報告等を行った場合や次に該当する場合は、入所を承認しない、もしくは入所を一時停止する、または保育所等における保育を行うことを解除することがあります。

- ①悪質の疾病にかかり、伝染のおそれがあると認められるとき。
- ②心身の障害その他の事由により保育所等において保育することが不適當であると認められるとき。
- ③他の児童に悪影響があると認められるとき。
- ④引き続き1か月以上の期間、届出をしないで欠席したとき。

保育施設等の利用を希望する場合は、居住する市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

（1）教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）を受けて施設利用をできる方

乳児（生後57日目以降）から小学校就学前までのお子さまで、保護者が次の保育を必要とする事由に該当する場合に利用できます。

※利用可能となる年齢は園により異なりますので、園一覧でご確認ください。

■保育を必要とする事由、必要な書類、利用できる期間（認定期間）と保育必要量（利用時間）

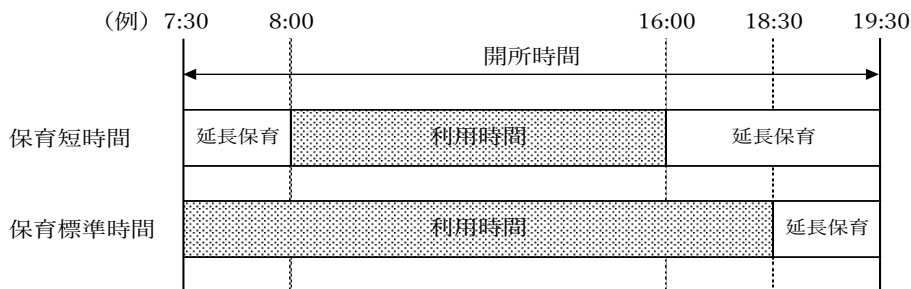
保育の利用を必要とする事由		必要な書類	認定期間と利用時間
就労 1月当たり64時間以上の労働を常態とする場合	被雇用者	<input type="checkbox"/> 就労証明書 →勤務先に記入を依頼してください。 ※7ページの「就労証明書についての確認事項」を必ず確認してください。	《認定期間》 事由が無くなるまで （小学校就学前まで） 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
	自営	<input type="checkbox"/> 就労(自営業)申立書 <input type="checkbox"/> 事業内容が確認できる公的書類の写し →確定申告書(初回の確定申告が済んでいない場合は開業届など)	
	請負(内職)	<input type="checkbox"/> 業務請負(内職)申立書および証明書 →事業主に記入を依頼してください。	
妊娠・出産 出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は出産予定日の14週間前		<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し →表紙および出産予定日記載ページ	《認定期間》 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
疾病・障がい 疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいをもっている場合		(a) 診断書の本書または写し →疾病名、自宅での保育が困難であることの記載が必要 (b) 障害者手帳・療育手帳等の写し	《認定期間》 事由が無くなるまで （小学校就学前まで） 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
介護等 親族を常時介護または看護している場合		<input type="checkbox"/> 親族介護(看護)申立書 <input type="checkbox"/> 介護等を必要とすることがわかる書類 →診断書の本書もしくは写し、または要介護状態がわかる書類	
災害復旧 震災・火災等の復旧に従事している場合		<input type="checkbox"/> 災害復旧に従事していることがわかる書類	
求職活動 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合		<input type="checkbox"/> 求職活動申立書 <input type="checkbox"/> 求職活動中であることがわかる書類 →ハローワーク受付票の写しなど	《認定期間》 認定日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
就学・職業訓練 就学(職業訓練)中の場合		<input type="checkbox"/> 在学証明書の本書または写し <input type="checkbox"/> 1日の受講時間がわかる書類 →カリキュラムや時間割など	《認定期間》 卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間
その他 (上記各事由に類する場合)		<input type="checkbox"/> 申立書等(市にご相談ください)	《認定期間》 市が認める期間 《利用時間》 保育標準時間 保育短時間

(2) 保育必要量と保育所等を利用できる時間

保育を必要とする事由や通勤時間等を含めた保護者の就労時間等に応じて保育必要量（保育を利用できる時間）を認定します。求職活動は原則月曜から金曜の短時間利用となります。

認定を受けた上限時間を超えて利用する場合は延長保育となります。

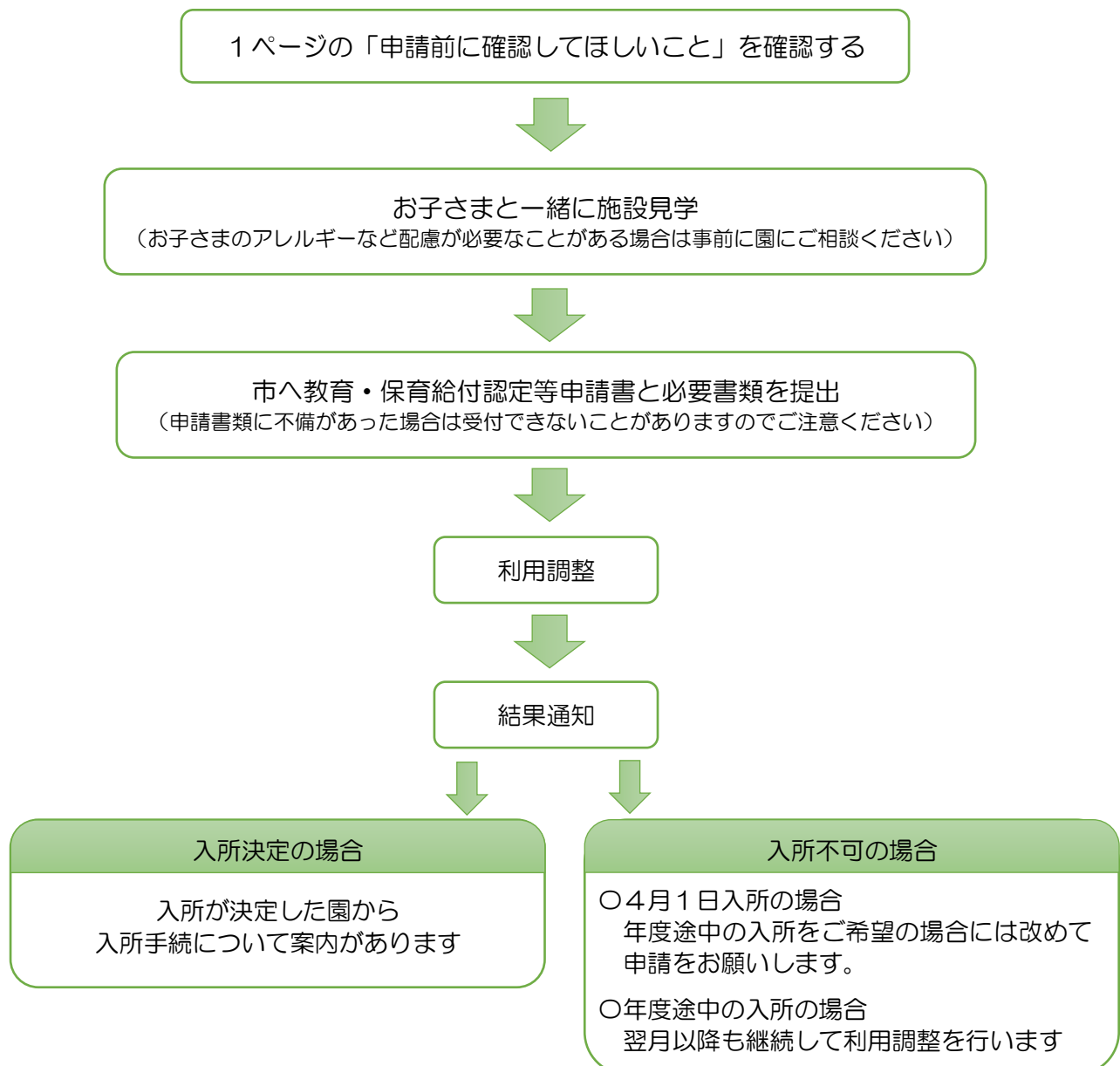
■利用イメージ



3 教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）申請と入所申込について

函館市では、教育・保育給付認定申請と入所申込みを同時に行うことができます。

■教育・保育給付認定申請および入所申込の流れ



(1) 入所申込について

◆令和6年度 年度途中の入所◆

①入所申込みの受付期間

入所希望月の2か月前（各月の受付期間は表紙参照）

入所希望月の2か月前の月末の開庁日（令和7年3月入所は令和7年1月17日（金）が受付締切となりますのでご注意ください。）に受付を締め切ります。

②利用調整について

入所希望月の前月に利用調整をおこなったうえで、入所の決定および不可について電話等で保護者へ連絡いたします。

※添付書類等が間に合わない場合は申立書等の提出により受付できる場合がありますので、申請時にご相談ください。

③利用調整の継続（年度内）について

申請時に入所を希望した月に入所が決まらず、翌月以降の入所を希望される場合、年度内（令和7年3月入所分まで）は改めて申請する必要ありません。ただし、入所が決まった時点で就労証明書等を改めて提出していただく場合があります。

※保育の要件が求職活動の場合、利用調整を行うのは3回までです（ただし、年度内に限ります）。3回の利用調整で入所が決まらず、その後も保育所等への入所を希望する場合は、改めて申請してください。

◆令和7年4月1日入所◆

※現時点での予定となります。詳しくは11月頃にホームページに掲載するほか、市の窓口や保育所等で配布します。

①入所申込みの受付期間（予定）

令和6年11月18日（月）から令和6年12月27日（金）まで

※不備書類があった場合は受付できませんのでご注意ください。

※4月1日からの就労が内定しているが内定証明書を申請時に提出できない、または4月1日から就学するが在学証明書やカリキュラムを申請時に提出できない方は子どもサービス課へご相談ください。

②利用調整について

受付期間終了後、「利用調整に係る確認事項」に基づき利用調整を行い、入所が決定した方には書面で連絡します。なお、第一希望の園に入所できなかった場合には電話で連絡します。

■利用調整および通知書発送予定の時期

	認定こども園	認可保育所
利用調整	令和7年2月中	
利用調整結果通知	令和7年2月28日（金）発送予定	
利用者負担額決定通知書 （保育料決定通知書）	令和7年3月中旬	令和7年4月中旬
副食費徴収免除決定通知書 （3歳児クラス以上の該当者のみ）	令和7年3月中旬	

※4月1日に入所できず、年度途中の入所を希望される場合は改めて申請書等の提出をお願いします（受付期間は入所希望月の2か月前となります）。

③慣らし保育を利用する際の注意事項について

4月1日の入所が決定した後、3月下旬から慣らし保育を利用して事前入所することはできません。

育児休業中で4月1日の入所を希望する場合は、次のいずれかの書類を提出してください。

○育児休業終了日が4月7日以前となっている就労証明書

○入所決定後、育児休業を切り上げることの申立書

(入所決定後、育児休業期間を変更した在職証明書を提出していただきます。)

※育児休業終了日が4月8日以降となっている場合は、4月1日の入所とならないことがありますのでご注意ください。

(2) 必要書類

ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

※世帯の記入欄が不足する場合は世帯状況確認書を添付してください。

イ 保育を必要とする事由を確認できる書類

保育を必要とする事由ごとの必要書類は、3ページをご確認ください。

ウ 保育料の算定（副食費の徴収免除の判定）に必要な書類 ※該当者のみ

保育所機能の手続き



区 分	必 要 書 類
同居する世帯員に次に該当する方がいる場合（申請する子どもを含む） ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ○特別児童扶養手当の支給対象児童 ○障害基礎年金受給者	該当する次の書類の写し ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○特別児童扶養手当受給者証 ○障害基礎年金証書 ※障害者支援施設、児童福祉施設、救護施設または更生施設等に入所もしくは病院に入院している場合は保育料算定の対象にならない場合があります。
令和5年1月1日※現在の住民登録地が函館市以外の保護者で個人番号（マイナンバー）を記入しない場合 （単身赴任の保護者が上記に該当する場合を含む）	令和5年1月1日※に住民票のあった市区町村から発行される次のいずれかの写し ○市町村民税納税通知書 ○特別徴収税額の通知書 ○市町村民税所得課税証明書
里親または養護施設の長が保護者となる場合 （養護施設入所者は副食費免除対象外）	次のいずれかの原本 ○里親委託証明書または児童相談所の長の証明書 ○通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書
次に該当する小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合 ○新制度に移行していない幼稚園に在籍 ○特別支援学校の幼稚部または情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍 ○児童発達支援または医療型児童発達支援を利用 ○企業主導型保育事業を利用	○利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍（利用）証明書

※令和6年9月以降の保育料は「令和5年1月1日」を「令和6年1月1日」と読み替えてください。

エ 市町村民税が未申告または非課税の場合

○令和5年1月1日（令和6年9月以降の保育料は令和6年1月1日）現在の住民登録地において、市町村民税申告が未申告の場合は保育料の算定（副食費の徴収免除の判定）ができませんので、申請書提出前に申告してください。

○非課税の場合も非課税であることを申告していただくか、または確認できる書類の提出が必要となります。

○住民登録地が函館市である場合の申告先は、税務室市民税担当（0138-21-3213）となります。

< 就労証明書についての注意事項 >

■ 証明内容および証明者について

就労証明書は、雇用契約に基づいた内容について、雇用主など証明書の発行に責任を持つ方（代表取締役や人事部長）の名前で証明してもらってください。

■ 就労証明書における押印について

就労先事業者において押印が困難な場合は省略することが可能です。ただし、就労証明書を保護者自身が偽造、変造（無断作成、改変）した場合は、以下の各罪が成立しえますのでご注意ください。

また、証明書の偽造、変造や保育要件を満たさないことが判明した場合には、入所取消または退所となります。

なお、証明書の内容について就労先の事業者へ電話確認する場合がありますのであらかじめご了承ください。

(1) 押印のない就労証明書を偽造、変造（無断作成、改変）した場合について

① 有印私文書偽造罪（刑法第 159 条第 1 項）

② 有印私文書変造罪（刑法第 159 条第 2 項）

（参考）有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3 年以上 5 年以下の懲役

無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

(2) 就労証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

私電磁的記録不正作出罪（刑法第 161 条の 2 第 1 項）

（参考）私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

(3) 申請書の配布と申請先

○ 函館市子ども未来部子どもサービス課 TEL 0138-21-3270

（亀田福祉課・湯川福祉課でも申請書類の配布と受付を行っています。）

○ 次の施設はそれぞれの支所に申請してください。

・ つつじ保育園 → 恵山支所市民福祉課 TEL 0138-85-2335

・ 南かやべ認定こども園 → 南茅部支所市民福祉課 TEL 0138-25-6048

○ 利用を希望する保育所・認定こども園

※ 上記のほか、子どもサービス課のホームページからもダウンロードできます。

○ 電子申請

電子申請について、詳しくは市のホームページをご覧ください。

※ 電子申請の受付期間は入所希望月 2 か月前の 1 日～20 日までですのでご注意ください。（令和 7 年 4 月 1 日入所は受付期限が異なります。）

施設一覧



電子申請（びったりサービス）



4 保育料と副食費について

(1) 保育料（利用者負担額）と副食費負担の決定

ア 保育料（利用者負担額）… 14 ページ「保育料基準額表」参照

0～2 歳児クラスの保育料は、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）の他、世帯の市町村民税の課税状況や子どもと同一世帯の保護者の市町村民税所得割の合計額で階層認定を行い、保育料を決定します。なお、保育料算定の際、調整控除を除く税額控除は控除対象外となります。

3 歳児クラス以上の保育料は、所得に関係なく無料となります。

イ 副食費… 16 ページ「副食費の免除」参照

3 歳児クラス以上の場合、副食費（おかず・おやつ代等）が実費徴収となります。ただし、一定の所得以下の世帯や第 3 子以降の子どもは副食費が徴収免除となります。徴収免除の可否は、保育料と同様に保護者の市町村民税額に応じて決定し、徴収が免除となる場合には副食費徴収免除決定通知書が交付されます（申請の必要はありません）。

なお、3 歳に到達した年度中は 2 歳児クラスのため所得に応じた保育料がかかり、副食費は保育料に含まれます。（クラス年齢は表紙を参照）

保育料基準額表



保育料の無償化



■保育料の算定（3歳以上の場合は副食費徴収免除の判定）と市町村民税の課税年度

	保育料（副食費）		
	令和6年4月分～8月分	令和6年9月分 ～令和7年3月分	令和7年4月～8月分
市町村民税 の課税年度	令和5年度の市町村民税 (令和4年1月～12月の収入)	令和6年度の市町村民税 (令和5年1月～12月の収入)	

(2) 祖父母等と同居している場合の保育料の算定（副食費徴収免除の判定）について

父または母のいずれかの前年（4月から8月分の場合は前々年）の収入金額等が下表の基準額より多い場合は、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額で階層認定（副食費徴収免除の判定）を行います。

ただし、下記①および②いずれにも該当する場合は、祖父母等の市町村民税を含め判定を行います。

- ①父母の収入金額等が基準額以下
- ②同居の祖父母等の収入金額等が基準額を超える。

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	103万円	48万円

※収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※祖父母等と住民票が別々であっても、同居し、生計が同一である場合は、祖父母等の市町村民税額を階層認定（副食費徴収免除の判定）の対象に含みます。

祖父母等の市町村民税額を含めて階層認定（副食費徴収免除の判定）した後、父または母の収入が上記基準額を超えることが見込まれる場合は、申請により階層認定（副食費徴収免除）について父母の市町村民税額で判定することができます。

※直近3か月分の収入を証明できる書類（給与明細等）の提出が必要となります。（あらかじめお問い合わせください。）

(3) 保育料の納入について

認可保育所は、函館市から納付書が送付されます。認定こども園は、直接、園が徴収します。詳しくは別冊「保育所等利用のしおり」をご覧ください。

5 広域入所（居住地と異なる市町村にある保育所等の利用）について

住民票のある市町村と異なる市町村に所在する保育所・認定こども園（保育所機能）の利用を希望する場合は、入所の要件（里帰り出産、保護者の勤務先が所在する市町村にある保育所等を利用する場合等）を満たしているかを確認し、市町村間で事前協議の上、保育所等の利用を決定します。ご利用を希望する場合には、住民票のある市町村の保育園担当窓口にお申し込みください。

6 保育所等利用開始後に必要となる手続き

保育所等の利用開始後認定内容や届出事項に変更が生じた場合は、利用時間や保育料に変更が生じることがありますので、申請または届出は速やかに行いましょう。

○認定内容や届出事項の変更（保育が必要な事由の変更や修正申告などによる税額変更など）

… 教育・保育給付認定等変更申請（届出）書および確認書類

○函館市外に転出または保育所等を退所する場合 … 退所届出書

※詳しくは別冊「保育所等利用のしおり」をご覧ください。

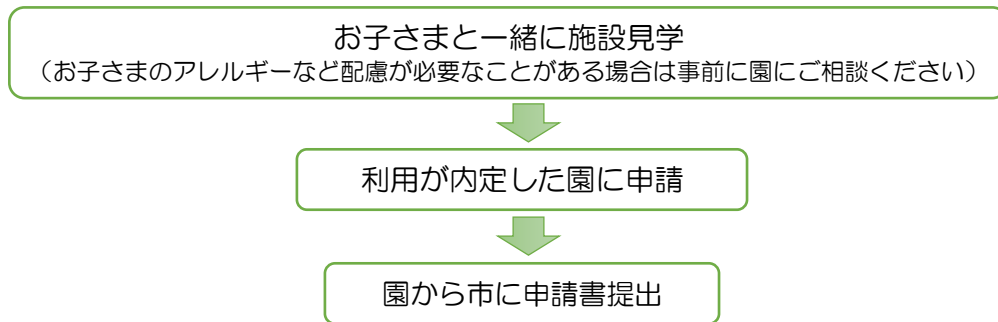
幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の利用

7 教育・保育給付認定（1号認定）と申請手続きについて

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用を希望する場合は、居住する市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

利用できる施設については18～19ページ「令和5年度 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表」でご確認ください。

（1）教育・保育給付認定申請の流れ



（2）申請手続について

園と保護者との入所の契約にもとづいた認定となり、園を通じて市へ申請となります。

（3）申請書類について

■申請書類

ア 教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書

※申請書は子どもサービス課、利用を希望する幼稚園・認定こども園で配布しているほか、子どもサービス課のホームページからもダウンロードできます。

※預かり保育事業を利用する場合には10ページ「8 預かり保育にかかる無償化」をご確認ください。

イ 保育料の算定（副食費の徴収免除の可否）に必要な書類 ※該当者のみ

※6ページ「3 教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）申請と入所申込について（2）ウ」をご確認ください。

ウ 市町村民税が未申告または非課税の場合

※6ページ「3 教育・保育給付認定（2号認定・3号認定）申請と入所申込について（2）エ」をご確認ください。

■申請先 入園が内定した園に申請してください。

（4）保育料および副食費について

教育認定を受けた満3歳以上の場合、保育料は無料となりますが、副食費（おかず・おやつ代）は実費徴収となります。ただし、一定の所得以下の世帯や第3子以降の子どもは副食費が徴収免除となります。

副食費徴収免除の可否は、お子さまと同一世帯の父母等の市町村民税所得割の合計額で判定を行います。なお、調整控除を除く税額控除は控除対象外となります。

■副食費徴収免除の可否と市町村民税の課税年度

※7ページをご確認ください。

■祖父母等と同居している場合の副食費徴収免除の判定について

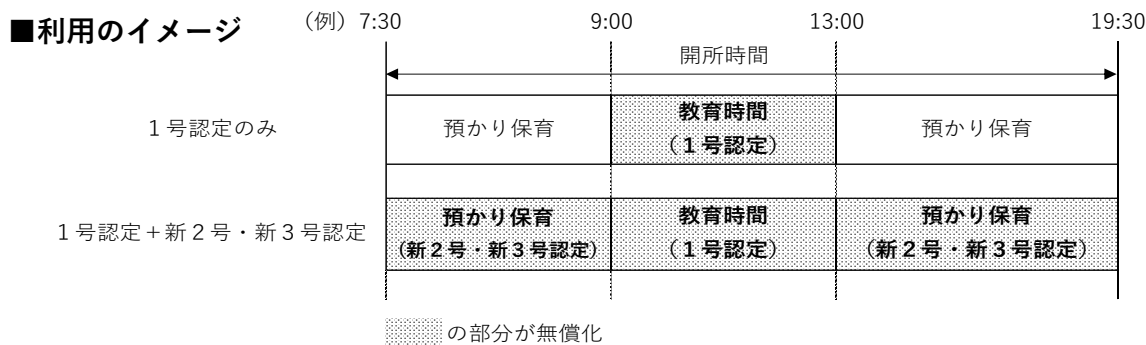
※8ページをご確認ください。

8 預かり保育にかかる無償化について

(1) 預かり保育事業と施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）では、1号認定を受けて利用するお子さまを対象に教育標準時間の前後や長期休業日に預かり保育事業を実施しています。施設により利用時間、利用料は異なります。

預かり保育事業を利用する際に、保育の要件等を満たす場合は施設等利用給付認定（新2号認定または新3号認定）を受けることで預かり保育の利用料が一定金額まで無償となります。



■認定区分と無償化の上限等

	新2号認定	新3号認定
対象	満3歳到達以後最初の3月31日を経過	満3歳到達以後最初の3月31日まで(非課税世帯のみ)
保育の要件	3ページ参照	
認定期間	3ページ参照	
無償化の上限額 ※利用日数に応じて月額の上限額は変動(450円×利用日数)	月額11,300円まで	月額16,300円まで

(2) 施設等利用給付認定申請について

無償化の適用を受けるには市に申請し、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

無償化の対象となるのは市へ申請した日以降の利用料となり、申請日より前に利用していた預かり保育については無償化の対象となりませんのでご注意ください。

就労証明書の提出が遅くなる等、申請時に添付書類を揃えられない理由がある場合は、事前に市へご相談ください。

※利用後さかのぼって認定することはできませんので、利用前に認定を受けたいうえにご利用ください。

申請書類

ア 教育・保育給付認定等申請書 兼 施設等利用給付認定申請書

子どもサービス課、幼稚園、認定こども園で配布しているほか、子どもサービス課のホームページからもダウンロードすることができます。

イ 保育を必要とする事由を確認できる書類(3ページをご確認ください。)

※新3号認定申請の際、非課税世帯であることが確認できる書類を提出いただく場合があります。

申請先

利用する幼稚園、認定こども園にご提出ください。

その他の保育サービス・子育て支援等

9 通常保育以外の保育サービスについて

函館市では延長保育などの保育サービスを実施しています。



各施設によって実施している内容が異なりますので、施設一覧でご確認ください。




(18～19ページをご参照ください。)

サービス名称	内 容
延長保育	<p>利用する保育所等が定める時間帯を超えてお子さまをお預かりします。 申込みは、実施保育所等で直接行っております。 ※利用料は各保育所等にお問い合わせください。 ※函館市民で非課税世帯、生活保護世帯の方は、実施保育所等に減免申請することで料金が免除となります。</p>
休日保育	<p>日曜・祝日にも、お仕事などで、常態的に日中保育することができないと認められる場合に利用できます。 原則、休日保育を利用する場合、代わりに平日（月～土曜日）に利用している入所施設において、利用しない日を設けていただきます。 利用を希望される方は、入所施設から申込書等を受け取り、実施施設の承認を受けてください。</p>
預かり事業 (幼稚園型)	<p>1号認定を受けて利用している施設で、午後や長期休業期間中にお子さまをお預かりします。</p>

10 子育て支援事業

保育所等を利用していない小学校就学前までのお子さまがいる家庭を対象として、次の事業を実施しておりますので、ご利用ください。

事業名	内 容
<p>一時預かり事業 (一般型)</p> 	<p>保護者の疾病、冠婚葬祭等により一時的に保育が必要な時に、お子さまを保育所・幼稚園・認定こども園でお預かりします。(基本の保育時間は8時間となっております。) 申込みは、実施施設で直接行っております。 実施施設は、18～19ページをご参照ください。函館市の公式 LINE の保育園検索からも検索可能です。 ※利用料金は実施保育所等にお問い合わせください。</p>
<p>子育てサロン (13か所)</p> 	<p>育児相談や子育てサークル活動、子育て支援事業に関する情報提供を行っております。 子育てサロンの利用は無料です。 開所時間や週間プログラム等は各サロンに直接お問い合わせください。</p>

<p>子育て支援隊</p> 	<p>研修を受けた子育て経験者のボランティアによる家庭訪問型の子育て支援です。</p> <p>主なサービス内容は、子育てに関する悩み等の傾聴、効率的な家事の仕方や離乳食レシピ等の情報提供、利用できる子育て支援の情報提供等です。ベビーシッターや家事代行はできません。</p> <p>▷美原子育てサロン（美原 1-29-21） TEL 0138-62-2020</p>
<p>函館市ファミリー・サポート・センター</p> 	<p>地域において、育児援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織です。函館市居住の方ならどなたでも会員になれます。</p> <p>利用前に、会員登録が必要となりますので、直接センターにお電話のうえ、お申し込みください。</p> <p>▷函館市ファミリー・サポート・センター 函館市総合福祉センター 3階（若松町 33-6） TEL 0138-23-3920</p>
<p>こども誰でも通園制度 （試行的事業）</p> 	<p>認可保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設を利用していない生後 6 か月から 3 歳未満の子どもを対象に、理由を問わずに、月 10 時間まで保育を利用できる制度です。</p> <p>令和 6 年度の試行的事業の間は利用料が無料です。</p> <p>ご利用前に、函館市へ利用登録の申請を行う必要があります。利用登録が終わったら、制度を実施している施設に直接ご予約ください。</p>

1 1 保育所等の入所，子育て支援事業等に関する問い合わせ先

■保育所等の入所，保育料の決定に関すること

子どもサービス課（認定・入退所担当）	TEL 0138-21-3270
恵山福祉課	TEL 0138-85-2335
南茅部福祉課	TEL 0138-25-6045

■認可保育所の保育料の納付に関すること

子どもサービス課（サービス・給付担当）	TEL 0138-21-3030
---------------------	------------------

■保育サービス，子育て支援事業に関すること

子どもサービス課（サービス・給付担当）	TEL 0138-21-3272
---------------------	------------------

■こども誰でも通園制度（試行的事業）に関すること

子どもサービス課（認定・入退所担当）	TEL 0138-21-3270
--------------------	------------------

■施設への指導に関すること

子どもサービス課（指導監査担当）	TEL 0138-21-3935
------------------	------------------

1 2 公立保育園の民営化

函館市では、保育環境の整備と保育サービス充実のため、アウトソーシング推進計画にもとづき、公立保育園を順次民営化してまいりました。保育園の民営化とは、函館市から社会福祉法人等に運営を移すこと（移管）です。

現在、公立保育園は認定こども園函館市つつじ保育園のみとなりましたが、今後におきましても、地域の実情を勘案し、民営化等の検討を進めてまいります。

13 その他子育てに関する情報

■函館市子育てアプリ「すくすく函館っ子」(はこっこ)

妊娠・出産や子育てに関する市からのお知らせやイベント情報を受け取ることができるほか、妊娠中の健診記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理などができるアプリです。



■函館市子ども・子育て情報「はこすく」

「子どもを預けたい」「子育て相談がしたい」など、函館市の行政サービスを利用したい時は、函館市の子育てに関する制度・施設などをまとめた、こちらのリンク集をご活用ください。



■子育て支援コンシェルジュ

はこだてキッズプラザ内の子育て相談室では、「子育て支援コンシェルジュ」が子育て全般に関する相談とともに、子ども・子育て支援サービスに関する情報提供などを行っています。どんな内容でも、話をするだけでも構いません。お気軽にご相談ください。



■子ども家庭センター（函館市五稜郭町23-1 函館市総合保健センター1階）

マザーズ・サポート・ステーション

「産後、気持ちが落ち込んでいて誰かに相談したい」「子どもの発達が気になる」など、子育て世代の女性が抱える様々な悩みに対し、専任の保健師・助産師が相談に対応し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

来所での相談、電話、電子メールでの相談を行っています。

■相談時間／ 8:45～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

TEL 0138-32-1565 FAX 0138-32-1506



子どもなんでも相談110番

子育て、障がい、病気、家庭内の問題、保育園・幼稚園・学校での問題、ヤングケアラー、虐待など、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談を受け付けています。

■相談時間／月曜日 8:45～19:00

火曜日～金曜日 8:45～17:30（面接相談は、予約制）

TEL 0138-32-3192 みんなていくじ FAX 0138-32-1506 E-mail: : kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp

お子さんからの相談もお受けします！パソコン、スマートフォン、携帯ゲーム機からも相談できます。

子ども専用電話 TEL 0800-800-0879 おはなしくよ ※フリーダイヤルです。
子ども専用ページ 右のQRコードから読み取ることができます。



令和6年度(2024年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0~2歳児クラス)

第2子以降保育料無償化

令和6年4月から保護者の所得や第1子の年齢にかかわらず、第2子以降の保育料は無料となります。

1. 本基準額表の対象者

令和3年4月2日以降に生まれたお子さん(3歳未満児)が対象です。
令和6年度中に満3歳に達したお子さんは、令和6年度末までこの保育料基準額表の保育料がかかります。

2. 保育料の決定方法

保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。
保育料算定の市町村民税所得割額は、下記の税額控除によって減税されている場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の額)で計算します。
・住宅借入金等特別税額控除 ・配当控除 ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除
・外国税額控除 ・寄附金税額控除

3. 多子世帯の保育料軽減

生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い子どもから第1子、第2子と数え、第2子以降の保育料は無料となります。(子どもの年齢は問いません。)
生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。
なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

4. 課税状況が確認できない場合

未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。
非課税の場合も非課税であることを申告いただく必要があります。

(単位:円/月)

階層区分		3歳未満児(0~2歳児クラス)						
		右記以外の世帯			ひとり親・障がい者世帯			
		第1子		第2子以降	第1子		第2子以降	
		標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間	
A	生活保護世帯または支援給付世帯 ^{※1}	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税が課税されていない世帯	0	0		0	0		
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯	7,800	7,600		3,900	3,800 ^{※2}		
C2	市町村民税所得割額が課税される世帯	24,300円未満	12,300		12,100	6,150		6,050
C3		24,300円以上 48,600円未満	16,700		16,400	7,850		7,700
D1		48,600円以上 53,100円未満	20,400		20,000	9,000		9,000
D2		53,100円以上 62,100円未満	21,800		21,400	9,000		9,000
D3		62,100円以上 77,101円未満	25,100		24,700	9,000		9,000
		77,101円以上 80,600円未満				25,100		24,700
D4		80,600円以上 98,600円未満	28,500		28,100	28,500		28,100
D5		98,600円以上 116,600円未満	32,900		32,300	32,900		32,300
D6		116,600円以上 134,600円未満	36,400		35,800	36,400		35,800
D7		134,600円以上 158,200円未満	40,000		39,400	40,000		39,400
D8		158,200円以上 171,900円未満	43,600		43,000	43,600		43,000
D9		171,900円以上 294,900円未満	47,600		46,700	47,600		46,700
D10		294,900円以上 366,900円未満	51,700		50,800	51,700		50,800
D11		366,900円以上 416,400円未満	55,800		54,900	55,800		54,900
D12		416,400円以上 456,600円未満	59,700	58,500	59,700	58,500		
D13		456,600円以上 491,700円未満	64,400	63,200	64,400	63,200		
D14	491,700円以上 523,800円未満	69,000	67,800	69,000	67,800			
D15	523,800円以上 556,800円未満	73,700	72,100	73,700	72,100			
D16	556,800円以上 589,800円未満	78,400	76,800	78,400	76,800			
D17	589,800円以上	86,200	84,600	86,200	84,600			

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

※2 太枠で囲まれた市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分C1~D3の一部)のひとり親・障がい者世帯は、第1子の保育料が軽減された金額となっております。

令和6年4月から 第2子以降の保育料が無料になります！

2人以上の子どもを持つすべての世帯の経済的な負担軽減を図るため、令和6年（2024年）4月から、函館市独自施策として所得制限および年齢制限を撤廃し、第2子以降の子どもの保育料を完全無償化とすることとなりました。



対象



認可保育所・認定こども園（保育所機能）の
0～2歳児クラスを利用している第2子以降のお子さん



令和6年3月31日まで

市民税の所得割額が169,000円未満の世帯

第1子：全額
第2子以降：無料
※年齢制限なし（生計を一にするすべての子ども）

市民税の所得割額が169,000円以上の世帯

第1子：全額
第2子：半額
第3子以降：無料
※年齢制限あり（小学校就学前の子ども）

令和6年4月1日から

第2子以降のすべての子ども：無料
所得制限と年齢制限がともになくなります

第1子の保育料は、市民税の所得割額の合計によって決定されます。
詳しくは保育料基準額表をご覧ください。

令和6年度（2024年度）副食費の免除について（満3歳以上）

保育料の無償化に伴い副食費が実費徴収となりましたが、保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられました。免除については、申請の必要はなく、免除になる方には免除決定通知が届きます。

- 副食費免除の可否は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。（市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。）
- 生活保護受給世帯または支援給付世帯とは、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

【1号認定を受けている満3歳以上児】

区 分		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯		免除（注1）		
市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯				
市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,100円以下	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（注2）
	77,101円以上 211,200円以下			
	211,201円以上			

※ 児童の満年齢は、令和6年（2024年）3月31日時点の満年齢です。

年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の副食費は3歳未満の保育料に含まれます。

【2号認定を受けている3歳以上児】

区 分	ひとり親家庭等以外			ひとり親家庭等		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯	免除（注1）			免除（注1）		
市町村民税が課税されていない世帯						
市町村民税均等割のみ課税されている世帯						
市町村民税所得割額が課税されている世帯	24,300円未満	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（注3）		免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。
	24,300円以上					
	48,600円未満					
	48,600円以上					
	53,100円未満					
	53,100円以上					
	57,700円未満					
	57,700円以上					
	62,100円未満					
62,100円以上						
77,101円未満	免除（注3）		免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（注3）	
77,101円以上						
80,600円未満						
80,600円以上	免除（注3）		免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（注3）	
80,600円未満						
80,600円以上						

<第3子以降の子どもの算定基準について> ※ 認定区分や世帯の市町村民税所得割額により基準が異なります。

（注1） **生計を一にする子ども（年齢は問いません。）**について、「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。

（注2） **同一世帯の小学校3年生以下の子ども**のうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

（注3） **同一世帯の小学校就学前の子ども**のうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

※算定の基準となる小学校就学前の子どもは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援、企業主導型事業を利用している場合にカウントの対象となります。

～ 副食費 多子軽減の判定における子どもの範囲と数え方 ～










1号認定（教育認定を受けた満3歳以上）

<保護者の市町村民税所得割額合計が 77,101 円未満の世帯>

きょうだいの人数に関係なく、第1子から副食費の徴収が免除となります。

<保護者の市町村民税所得割額合計が 77,101 円以上の世帯>

同一世帯の小学校3年生以下の子どもだけで第1子、第2子と数え、第3子以降の副食費が徴収免除となります。

小学校就学前の子ども（クラス年齢）			小学校就学児（学年）			
3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
第3子 免除 	第2子 免除対象外 	第1子 免除対象外 	小学校3年生以下の子どもを数えます 5歳 ⇒ 第1子：免除対象外 4歳 ⇒ 第2子：免除対象外 3歳 ⇒ 第3子：免除			
第3子 免除 		第2子 免除対象外 	第1子 	小学校3年生以下の子どもを数えます 小1 ⇒ 第1子 5歳 ⇒ 第2子：免除対象外 3歳 ⇒ 第3子：免除		
第2子 免除対象外 		第1子 免除対象外 	小学校3年生以下の子どもだけを数えます 小4 ⇒ 子どもの数には含めない 5歳 ⇒ 第1子：免除対象外 3歳 ⇒ 第2子：免除対象外			







2号認定（保育認定を受けた3歳児クラス以上）

<保護者の市町村民税所得割額合計が 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯>

きょうだいの人数に関係なく、第1子から副食費の徴収が免除となります。

<保護者の市町村民税所得割額合計が 57,700 円以上（ひとり親世帯等は 77,101 円以上）の世帯>

同一世帯の小学校就学前の子どものみで第1子、第2子と数え、第3子以降の副食費が徴収免除となります。

小学校就学前の子ども（クラス年齢）			小学校就学児（学年）			
3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4
第3子 免除 	第2子 免除対象外 	第1子 免除対象外 	小学校就学前の子どもを数えます 5歳 ⇒ 第1子：免除対象外 4歳 ⇒ 第2子：免除対象外 3歳 ⇒ 第3子：免除			
第2子 免除対象外 		第1子 免除対象外 		小学校就学前の子どもだけを数えます 小1 ⇒ 子どもの数には含めない 5歳 ⇒ 第1子：免除対象外 3歳 ⇒ 第2子：免除対象外		

令和5年度(2023年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R5.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳 児 保 育	延長保育					一時預かり		休 日 保 育	
									短 時 間	30 分	1 時 間	2 時 間	3 時 間	一 般 型	在 園 児		
西部地区																	
	はこだて元町認定こども園	○	○	弥生町1-24	22-4847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 遺愛幼稚園	○	○	元町4-1	22-0419	7:30~18:30 注:土曜休園	8:30~16:30 9:00~17:00								○	○	
	認定こども園 元町百合幼稚園	○	○	元町15-30	23-3551	7:30~18:30	8:30~16:30	⑩								○	
	函館認定こども園 ※令和6年3月31日をもって閉園	○	○	柴町1-3	22-7824	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				○	○	
	認定こども園 龍谷幼稚園	○	○	東川町12-24	23-0274	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥								○	
	認定こども園 函館高砂保育園	○	○	若松町35-16	23-5740	7:00~18:00	8:00~16:00	○		○					自	○	
中央部地区																	
	中央認定こども園	○	○	新川町1-5	23-5111	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自	自			自	○	○
	はまなす認定こども園	○	○	千歳町15-5	22-7484	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				○	○	
	いづみ認定こども園	○	○	堀川町30-3	51-8736	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				○	○	
	認定こども園 函館大谷幼稚園	○	○	千代台町10-10	51-1674	7:30~18:30	7:30~15:30	⑥		自						○	
	ゆりかご認定こども園	○	○	中島町33-18	55-8847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 真宗寺保育園	○	○	中島町32-13	53-4331	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥			自				自	○	
	認定こども園 函館藤幼稚園	○	○	宮前町26-6	41-3569	7:30~18:30	8:30~16:30								自	自	
	亀田認定こども園	○	○	亀田町5-19	41-5219	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	青い鳥保育園	○		大川町4-27	43-8161	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○					○		
	認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	○	○	田家町9-30	42-4471	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	②		○						○	
	認定こども園 杉の子保育園	○	○	本町9-23	51-7561	7:30~18:30	9:00~17:00	○	自	自					○	○	○
	函館三育認定こども園	○	○	五稜郭町7-22	51-7664	7:00~18:00	8:00~16:00	○	○			○			○	○	
	幼保連携型認定こども園 認定こども園 国の華幼稚園	○	○	梁川町19-17	51-0738	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	○		自					○	○	
	認定こども園 函館市松陰保育園	○	○	松陰町30-5	52-2217	7:30~18:30	8:00~16:00	○		○					自	○	
	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	○	○	松陰町9-7	55-4182	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥							○	○	
	函館短期大学付属幼稚園		○	柏木町7-26	51-2757	★9:00~14:00	-									○	
	公益財団法人鉄道弘済会 人見認定こども園	○	○	人見町9-3	52-5707	7:15~18:15	9:00~17:00	○		○	自				○	自	
	うみの星認定こども園	○	○	日乃出町27-3	54-1333	7:00~18:00	8:30~16:30	○		○					自	○	
東東部地区																	
	駒場認定こども園	○	○	駒場町10-22	55-0149	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	○	○	駒場町14-10	51-3046	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥		自						○	
	認定こども園 函館深堀保育園	○	○	深堀町27-2	33-0033	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				自	○	
	認定こども園 函館上湯川保育園	○	○	上湯川町10-12	57-2619	7:00~18:00	8:30~16:30	○			自				自	○	
	おおぞら保育園	○		上湯川町45-29	57-2586	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自						
	認定こども園 旭岡保育園	○	○	西旭岡町1-29-10	50-2688	7:00~18:00	8:30~16:30	○		○					○	○	
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園	○	○	西旭岡町2-6-1	50-3308	7:30~18:30 注:土曜休園	9:00~17:00								○	○	
	認定根崎こども園	○	○	高松町426-1	57-4567	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○					○	○	
	認定こども園 高丘幼稚園	○	○	高丘町27-33	57-3621	7:30~18:30	8:30~16:30	○		自					○	○	
	つくし認定こども園	○	○	榎本町16-17	59-2366	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 函館福ちゃん保育園	○	○	日吉町4-13-5	52-4151	7:30~18:30	8:30~16:30	○		○					○	○	
	函館花園認定こども園	○	○	花園町32-1	51-7545	7:15~18:15	8:00~16:00	○	○	○					自	○	
	認定こども園 花園大谷幼稚園	○	○	花園町17-17	54-2640	7:30~18:30	7:30~15:30	⑫		自						○	

令和5年度(2023年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R5.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の設定時間	乳児保育	延長保育					一時預かり		休日保育	
									短時間	30分	1時間	2時間	3時間	一般型	在園児		
北東部地区																	
	函館白百合学園幼稚園		○	山の手2-6-3	52-0945	★8:30~13:30	-								○	○	
	あすなろ保育園	○		東山2-18-1	53-7011	7:15~18:15	8:00~16:00	③							○		
	認定こども園 函館ひかり幼稚園	○	○	神山3-52-8	54-2220	7:30~18:30	8:30~16:30									○	
	認定こども園 つくみ保育園	○	○	鍛冶2-3-9	54-6206	7:00~18:00	8:30~16:30	○		○					○	○	
	函館大谷短期大学附属認定こども園	○	○	鍛冶1-2-3	56-1038	7:00~18:00	8:30~16:30 8:00~16:00	⑥			自					○	
	鍛冶さくら認定こども園	○	○	鍛冶1-11-21	30-6611	7:15~18:15	8:45~16:45	○	自	○	自				○	○	
	神山保育園	○		中道2-45-2	51-8339	7:15~18:15	8:00~16:00	⑥		○							
	かぜのご認定こども園	○	○	富岡町2-59-11	42-3004	7:00~18:00	8:00~16:00	○			自				自	自	
	認定こども園 太陽の子幼稚園	○	○	富岡町1-42-12	41-1929	7:00~18:00	8:00~16:00	○		自					自	自	
	五稜郭認定こども園	○	○	亀田本町8-18	42-0731	7:00~18:00	8:00~16:00	○			自				自		
	なかよし認定こども園	○	○	昭和3-15-10	42-6218	7:00~18:00	8:00~16:00	○		○						○	
	認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	○	○	美原1-28-10	41-6585	7:30~18:30	開園時間内の8時間									○	
	認定こども園 函館美原保育園	○	○	美原1-29-21	62-2011	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○					○	○	
	函館あおい認定こども園	○	○	美原2-46-10	46-1008	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥		自						○	
	認定こども園 コバト保育園	○	○	美原3-31-6	46-9923	7:30~18:30	8:30~16:30	○			自				自	自	
	赤川認定こども園	○	○	赤川町161-2	34-3939	7:15~18:15	8:45~16:45	○	自	○	自				○	○	
	つくしの子保育園	○		亀田中野町57-15	46-8874	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○	自				○		
	認定こども園 函館石川保育園	○	○	石川町39-8	47-6616	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				○	自	
北部地区																	
	函館めぐみ幼稚園		○	桔梗町433-43	47-1735	★9:30~13:40 ★10:30~14:40	-									○	
	認定こども園 函館桔梗保育園	○	○	桔梗3-1-29	47-1337	7:15~18:15	8:00~16:00	○		○					自	○	
	認定こども園 ききょう幼稚園	○	○	西桔梗町218-43	49-0313	7:30~18:30	8:30~16:30	③		自						○	
	認定こども園 函館亀田港保育園	○	○	亀田港町52-14	41-0365	7:15~18:15	8:30~16:30	○		自					自	自	
	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	○	○	亀田港町13-5	41-9345	7:00~18:00	8:00~16:00	○		○					自	○	
	函館大谷短期大学附属港認定こども園	○	○	港町1-25-1	83-2412	7:15~18:15	8:15~16:15	○			自				○	自	
東部地区																	
	南かやべ認定こども園	○	○	川汲町1601-1	25-6677	7:15~18:15	8:15~16:15 8:45~16:45	○	自	自	自				自	○	
	認定こども園 函館市つつじ保育園	○	○	日ノ浜町172-8	85-3555	7:15~18:15	8:00~16:00	○	○		○						
国公立幼稚園																	
	戸井幼稚園		○	小安町523-7	82-3577	★8:45~13:30	-									○	
	北海道教育大学附属函館幼稚園		○	美原3-48-6	46-2237	★8:45~14:00	-									自	

- 上記一覧表の開園時間、保育短時間の設定時間およびその他の保育等の実施状況は変更となる場合があります。
- 上記★は、幼稚園における教育標準時間(幼稚園機能での利用時間)です。
- 自主事業(自)とは、各保育所等で独自に料金等を設定して実施している事業です。
- 乳児保育、延長保育、一時預かり、休日保育について

・乳児保育

- ：生後57日目以降
- ②：2か月以上
- ③：3か月以上
- ⑥：6か月以上
- ⑩：10か月以上
- ⑫：満1才から

・延長保育

- 短時間：保育短時間を超える延長保育
- 30分/1時間/2時間/3時間：開園時間を超える延長保育

・一時預かり

- 一般型：主に保育所等に通っていない乳幼児を一時的に保育
- 在園児：主に在園児を教育時間の前後または長期休業日等に保育

・休日保育：日曜・祝日に保育を実施

- 亀田ゆたか幼稚園は1歳児クラスから、函館ひかり幼稚園は1歳4か月以上、函館藤幼稚園は1歳6か月以上、遺愛幼稚園・遺愛旭岡幼稚園は満2歳から入所可能となります。

保育園検索

函館市公式LINEから保育園検索ができるようになりました。
自宅や職場など、指定の地点から近い園を検索することができます。



ホーム

▼

子育て

▼

周辺保育園検索

利用施設別の無償化の対象について

施設区分		クラス年齢	無償化の対象		
			対象児童	対象範囲	無償化の申請
保育所 認定こども園（保育所機能）		3～5歳児	全員	保育料全額	不要
		0～2歳児	非課税世帯の子ども 第2子以降の子ども		
幼稚園 認定こども園 （幼稚園機能）	教育標準時間	満3～5歳児	全員		
	預かり保育	3～5歳児	保育の必要性のある 子ども	預かり保育料 日額 450 円×日数または 月額 11,300 円まで	
		満3歳児	保育の必要性のある 非課税世帯の子ども	預かり保育料 日額 450 円×日数または 月額 16,300 円まで	
認可外保育施設		3～5歳児	保育の必要性のある 子ども	月額 37,000 円まで	
		満3歳児	保育の必要性のある 非課税世帯の子ども	月額 42,000 円まで	
		0～2歳児			

施設を見学するときのチェックポイント

1. まずは情報収集を

- 市の担当課，ホームページ等で情報の収集や相談をしましょう。
- 保育の内容や施設の方針など確認したいところや気になるところを事前に確認しておきましょう。
- 実際に通うことを想定して，施設までの経路やかかる時間を確認しましょう。



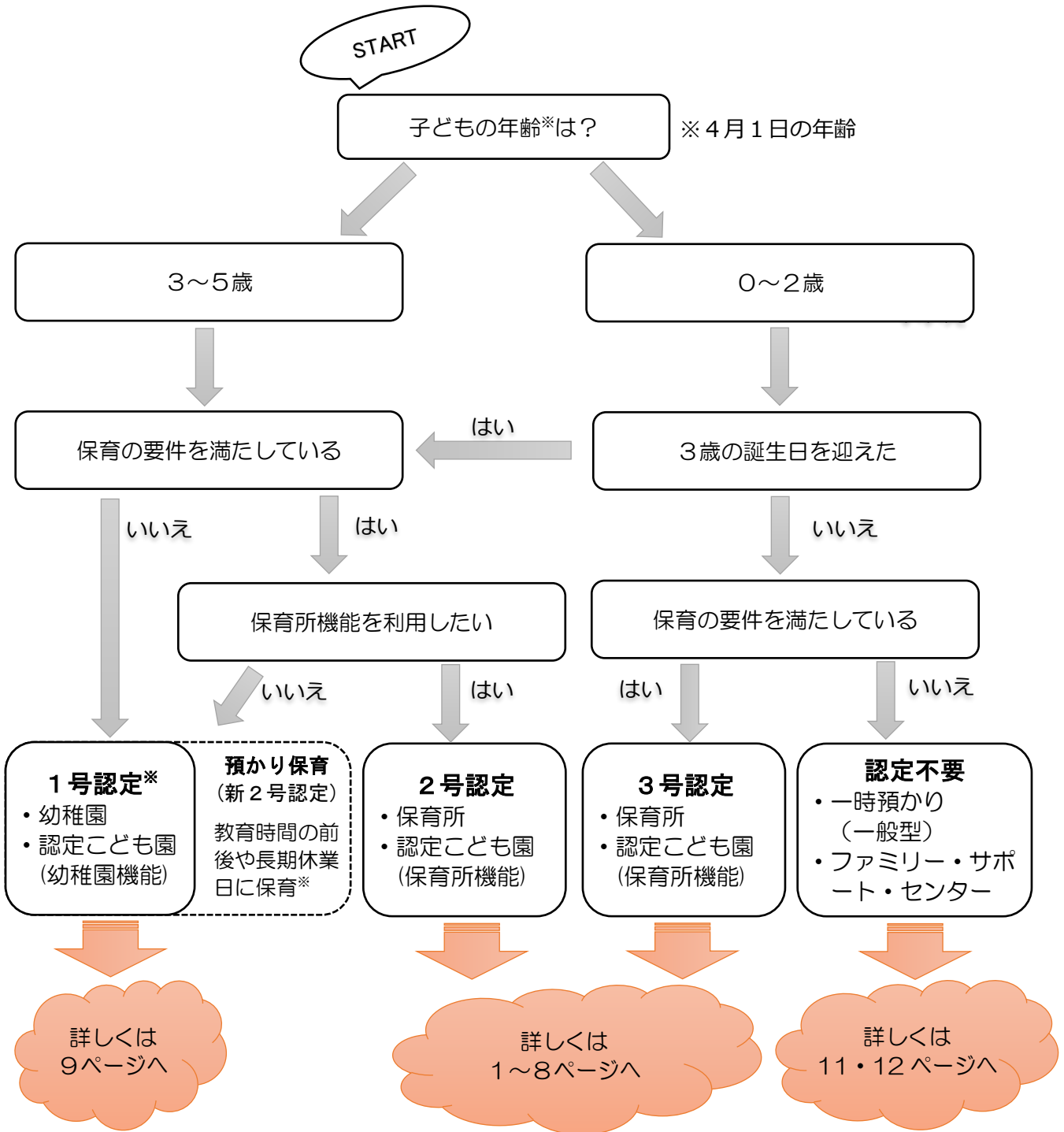
2. 事前に見学をしましょう。

- 施設までの経路や周辺の環境を確認しましょう。
百聞は一見にしかず。園の雰囲気や通う際に実際にかかる時間などは，ホームページ等だけではわからないため，必ず見学しましょう。2つ以上の施設を見学することをおすすめします。
- 可能であれば実際の送迎の時間帯にも施設まで行ってみましょう。
通勤時間帯とお昼では交通量などが違います。送迎が負担とならないか確認しましょう。

3. 保育の方針を聞いて

- 園長や保育する人から，保育の考え方や内容について聞いてみましょう。
どんなところに力を入れてどんなところを大切に配慮して保育しているのか，子どもが日々どのように過ごしているか，園の考えを聞いてみましょう。
- 施設を利用するうえでのルールや施設の方針を確認しましょう。
施設を運営するうえでのルール・決まり事（運営規程）や重要事項について説明を聞いてみましょう。お子さんを預けるうえでの条件に合っていますか。納得できるものですか。
- どんな給食が出されているか聞いてみましょう。
子どもの成長には，栄養バランスや年齢・体調に応じた食事がとても重要です。アレルギー対応についても確認しましょう。
- 家庭との連絡や参観の機会等について聞いてみましょう。
家庭と園が協力して子育てに当たることが大切です。子どもがどのように過ごしたか，体調がどうなのか，保護者からは家庭での様子を，園からは園での様子を伝えあうことはとても大切です。連絡の方法などについて聞いてみましょう。

お子さまの教育・保育給付認定区分は？



※保育の要件等を満たす場合、申請により預かり保育が無償化されます。(月額上限あり) …詳しくは10ページをご確認ください。

保育の要件とは？

- ◇就労 (月64時間以上)
 - ◇妊娠・出産 (産前産後期間)
 - ◇介護・看護
 - ◇就学 (月64時間以上)
 - ◇求職活動
 - ◇疾病・障がい
 - ◇災害復旧
 - ◇その他
- ※保育の要件について詳しくは3ページをご覧ください。

発行・問い合わせ先

子ども未来部子どもサービス課 認定・入退所担当

【住 所】 〒040-8666 函館市東雲町4番13号
【電 話】 0138-21-3270（直通）
【F A X】 0138-22-2340
【E-mail】 kodomo-nn@city.hakodate.hokkaido.jp
【受 付】 平日 午前8時45分～午後5時30分